

物件工事施工基準

【公共樹設置】

設置箇所

- ・ 官民境界より1m以内に樹面が収まるよう設置(樹芯で800mm程度)
※支障物があり、この基準に収めることが困難な場合は事前に協議の上申請とする。

公共汚水樹構造

- ・ 原則として塩化ビニル製小型マンホール(三方流入)を使用。
口径については樹深さにより判断

1.5m未満	$1.5 \leq H < 2.0$	$2.0 \leq H$
小口径汚水樹200mm	小口径汚水樹300mm	人孔

※直下型の使用については現場条件によるものとする。

樹蓋

- ・ 宅内において利用形態が確定していない個所に設置する場合は原則としてハット型(T-8・市章入り)を設置する。
- ・ 道路上の公共汚水樹に関しては、ハット型(T-25・市章入り)を設置するものとする。(利用形態によって通行量が極端に少ない場合は協議とする。)
- ・ 利用形態が明確になっており、車輛の乗り入れがないと認められる箇所に関しては樹脂蓋(T-2・市章入り)でよい。
※T-25ハット型について、わらじ蓋のタイプは小口径人孔の場合の使用とし、宅内側の公共汚水樹については通常の市章入りの仕様とする。

公共汚水樹基礎

- ・ 普通型 台座下に基礎碎石を施工。碎石厚は $t=100\text{mm}$
- ・ 直下型 保護砂にて施工
- ・ 防護ハット ハット下に碎石を施工。碎石厚 $t=100\text{mm}$

埋戻し 材料は山砂を使用。一層あたりの厚さは300mmとする。
※車道部については道路管理者の指示に従うものとする。

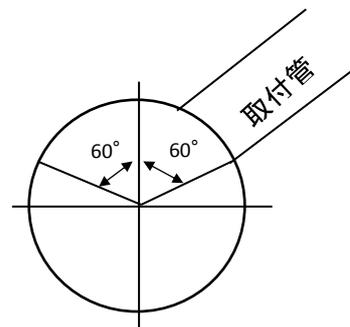
【取付管設置】

管種・管径

- ・ 硬質塩化ビニル管(VU) $\phi 150$ の使用を基本とする。

接続角度

- ・ 勾配は10%以上とし断面方向の接続位置は本管直上より 60° 以内に取付管底が位置個所とする。(削孔前に本管表面を清掃し、所定の箇所にマーキングをすること。)
- ・ 接続部については必ず支管を用いること。
- ・ 人孔に直接接続する際はマンホール用可とう継手を用いて接続すること。
- ・ 人孔内部のインバートを適切に施工すること。



取付管間隔

- ・新たに本管を削孔し接続する際は隣接する取付管との間隔(取付管中心の距離)を1.0m以上とする。
- ・人孔に近接する場合は、人孔壁面から取付管の中心までの距離を1.0m以上とする。
※近接して既設の取付管がある場合については、既設取付管と新設の取付管の離隔を申請図に示すこと。

【移設工事】

公共樹高さの変更

- ・±300mmまでについては軽微な変更とし、申請なしの施工でよい。
上記以上の嵩上げ、切り下げについては物件移設工事の申請をすること。

公共汚水柵入替

- ・既設汚水柵がコンクリート柵などの旧型の汚水柵であり、入替工事を行う際は、前述の汚水柵設置基準に則り設計をすること。
- ・既設汚水柵が道路後退線や建物基礎にかかる場合などは取付管長を変更し、汚水柵の位置を移動させることができる。この時、既設汚水柵が使用できる状態であれば汚水柵の再利用をして構わないものとする。
※道路後退が生じる際は基本的に道路内に公共汚水柵を残さず移設するものとする。但し、里道などで二項道路に該当しないものについてはその限りではない。

L型縁塊入替

- ・現況の公共汚水柵(公共雨水柵)を低頭型に入替えの際は道路法令24条工事の申請とは別途、物件移設工事の申請をすること。
※施工時の写真においても、L型側溝の入替とは別途、L型縁塊入替単体で一連の撮影をすること

公共樹移設の必要性の判断基準

みなし後退部に公共樹が入っている場合

みなし後退線が曖昧な場合は開発建築指導課へと確認をとり、作図すること。

【公共樹撤去】

- ・公共樹撤去時はキャップ止めの措置をとる。
(陶管などの場合は変換継ぎ手を使用したうえでキャップ止め)
- ・キャップ止めの位置は官民境界とする。尚、民地を市へと移管し、市道拡幅が伴う場合は、新しい官民境界に合わせ、取付管長を延長しておくこと。

※施工完了時、チェックリストの注意事項等を遵守できなかったものについては、理由書や、状況によって顛末書の提出を求める。

※事前調査時に発見できなかった構造物があった際は、取付管との離隔を検測すること。